

【参 考】 建設工事における技術者及び現場代理人の取扱い等について

(令和2年4月1日以降契約締結工事について適用)

1 建設業法における工事現場に配置する技術者の資格等の概要

許可を受けている業種		指定建設業（7業種）			その他（左記以外の22業種）		
		土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほ装、電気、造園			大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請代金合計		4,000万円 (建築一式工事の場合 6,000万円) 以上	4,000万円 (建築一式工事の場合 6,000万円) 未満	4,000万円 (建築一式工事の場合 6,000万円) 以上は契約できない	4,000万円 以上	4,000万円 未満	4,000万円 以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*1であって、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上となる工事					
	監理技術者資格者証の携帯及び監理技術者講習受講の必要性	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事の場合は必要	必要なし		公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事の場合は必要	必要なし	

*1： ①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事、②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道、電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事、③石油パイプライン事業用施設、電気通信事業の用に供する施設、放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔のいずれかに該当する建設工事（建設業法施行令第27条第1項）

2 新ひだか町においての技術者及び現場代理人等の配置の取扱い

●兼務可 ▲兼務可（特例の場合） ×兼務不可

		主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事（注1）			主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事（注2）			
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	
当該工事	現場代理人		●	▲ 注4		●	×	
	主任・監理技術者	●		▲ 注4	●		×	
	営業所の専任技術者	▲ 注4	▲ 注4		×	×		
別件工事	専任を要しない工事（注1）	現場代理人	▲ 注3の①～③	▲ 注3の①～③	▲注4	▲ 注5※1 注6※2	▲ 注5※1 注6※2	×
		主任・監理技術者	▲ 注3の①～③	●	▲注4	▲ 注5※1 注6※2	▲ 注5 注6	×
	専任を要する工事（注2）	現場代理人	▲ 注5※1 注6※2	▲ 注5※1 注6※2	×	▲ 注5※1 注6※2	▲ 注5※1 注6※2	×
		主任・監理技術者	▲ 注5※1 注6※2	▲ 注5 注6	×	▲ 注5※1 注6※2	▲ 注5 注6	×

注1 請負金額が **3,500** 万円（建築一式工事は **7,000** 万円）未満（建設業法第26条第1・2項）

下請金額の合計が、**4,000** 万円（建築一式工事は **6,000** 万円）以上となった場合は、特定建設業の許可とともに、監理技術者の配置が必要となること。

注2 請負金額が **3,500** 万円（建築一式工事は **7,000** 万円）以上（建設業法第26条第1・2・3項）

下請金額の合計が、**4,000** 万円（建築一式工事は **6,000** 万円）以上となった場合は、特定建設業の許可とともに、監理技術者の配置が必要となること。

注3 現場代理人の兼任特例【H23.11.14 国土建第161号 国土交通省通知「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」】

現場代理人の兼任を認める対象工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、現場条件等により、安全管理上、常駐義務を緩和することが適当でない判断した場合は、兼任を認めないものとする。

- ① 請負金額 **3,500** 万円（建築一式工事は **7,000** 万円）未満であること。
- ② 兼任する工事現場が、原則として新ひだか町内であること。
- ③ 兼任する工事が、公共工事であること。ただし、新ひだか町の発注工事で、入札公告、指名競争入札執行通知等において現場代理人の兼任を認める旨の条件を付したものであること、他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限るものとする。
- ④ 当該工事の現場代理人（主任技術者を兼任する場合を含む。）が兼任できる工事は、別件工事と併せて2件若しくは3件までとし、この場合、別件工事において兼任できるものは、現場代理人（主任技術者を兼任可する場合を含む。）又は主任技術者とする。
- ⑤ 前年度において、完成した新ひだか町発注工事において、工事成績評定における同種工事の基準点未満の工事成績がないこと。
- ⑥ 次に掲げるいずれかの工事に該当しないこと。
 - ア 工事現場を兼任する現場代理人が、他の工事で専任の監理技術者の配置を要する工事又は事前に見込まれる工事
 - イ 低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事
 - ウ 新ひだか町共同企業体取扱要綱に基づき、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体で施工する工事
 - エ 工事内容又は施工の難易度、発注方法等により発注者が兼任を認めない工事

注4 営業所における専任の技術者の取扱い【H15.4.21 国総建第18号 国土交通省通知「営業所における専任の技術者の取扱い」】

- ① 主任技術者又は監理技術者との兼任

当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接（原則新ひだか町内【新ひだか町基準】）し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるもの。

（建設業法第26条第3項の規定による専任を要する者は除く。）
- ② 現場代理人との兼任は、①の要件及び現場代理人の兼任特例（注3）を満たしている場合を対象とする。【新ひだか町基準】
- ③ 現場代理人を兼任できる工事件数は2件までとする。【新ひだか町基準】

注5 主任技術者の専任特例（監理技術者には適用されない。）【監理技術者制度運用マニュアル三(2)】
【H25.2.5 国土建第348号 国土交通省通知：「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱い】※H26.2.3 国土建第272号の改正通知内容を含む。

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により、密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することができるのは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合とする。ただし、工事内容等により、施工上、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼任を認めないものとする。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所であること。
- ② 同一の専任の主任技術者（現場代理人を兼任する場合を含む。）が管理すること。
- ③ 兼任する工事が公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する工事をいう。）であること。ただし、他発注機関の工事と

の兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限るものとする。

- ④ 当該工事と兼任できる工事は、別件工事と併せて、原則として2件程度であること。
- ⑤ 前年度において、完成した新ひだか町発注工事において、同種工事の工事成績評定における基準点未満の工事成績がないこと。
- ⑥ 次に掲げるいずれかの工事に該当しないこと。
 - ア 専任の監理技術者の配置を要すると工事又は事前に見込まれるとき工事
 - イ 低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事
 - ウ 新ひだか町共同企業体取扱要綱に基づき、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体で施工する工事
 - エ 工事内容又は施工の難易度、発注方法等により発注者が兼任を認めない工事

なお、契約変更等による監理技術者の配置の必要かの判断は、それぞれの工事ごとに下請契約の請負金額の合計で行う。下請金額が、**4,000**万円（建築一式工事は**6,000**万円）以上となった場合は、特定建設業の許可とともに、それぞれの工事に適正な技術者及び現場代理人の配置が必要となる。

【新ひだか町の発注工事で、入札公告、指名競争入札執行通知等において現場代理人及び主任技術者の兼任を認めない旨の条件を付したものでないこと、他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限ること。また、同一の主任技術者が管理する場合※1は、現場代理人の兼任可とする。】

注6 主任技術者又は監理技術者の特例【監理技術者制度運用マニュアル三(2)】

同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結された場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者（監理技術者も含む）が管理することができる。

この場合、複数の工事を一の工事とみなすことから、主任技術者又は監理技術者の専任配置については、当初工事と随意契約した追加工事の請負金額の合計、監理技術者の配置についても当初工事と随意契約した追加工事の下請契約の請負金額の合計で判断する。

【新ひだか町の発注工事であること。他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限ること。また、同一の主任技術者又は監理技術者が管理する場合※2は、現場代理人の兼任可とする。】

※ 共同企業体における技術者の配置要件等は、新ひだか町共同企業体取扱要綱に定めるもののほか、次の取扱いに準じます。

- ・ 特定建設工事共同企業体 ~ すべての構成員において配置する技術者は、工事現場へ専任配置を求められています。

特定建設工事共同企業体における技術者の配置は、工事の安定的な施工を確保するため大規模工事や技術的難易度の高い工事など技術力を結集する必要があるとの目的で活用されるもので、その趣旨から工事現場へ配置する技術者は、すべての構成員において、専任配置を必要としています。

- ・ 経常建設共同企業体 ~ すべての構成員において配置する技術者は、工事現場へ専任配置を求められています。

経常建設共同企業体は、中小・中堅建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的しており、工事現場へ配置する技術者は、原則すべての構成員において、専任配置を必要としています。

また、当町においては、経常建設共同企業体は、工事1件の請負金額が**3,500**万円（建築一式工事は**7,000**万円）に満たない場合であつては、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は兼任で配置することができるものとしております。

よつて上記の請負金額の範囲において、経常建設共同企業体のうちいずれか1者の構成員の工事現場に配置する技術者は、請負金額に係わらず、経常建設共同企業体の趣旨から工事現場へ専任配置が必要となります。

なお、当町の土木一式工事での発注で、1件あたりの請負代金額が35,000千円以上50,000千円未満の場合において、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合は、残りの構成員は兼任で配置することができるものとして運用基準を別に定めています。

3 現場代理人及び主任技術者等の兼任ができる事例

(1) 現場代理人の兼任事例（主任技術者を兼任する場合を含む。）

- 現場代理人は、その職務内容から、原則、工事現場に常駐することが必要である。
(工事1本に対して工事着手から完成まで常駐しなければならない。)
- 一定の要件のもと、制限はあるが他の工事と兼任できる。(常駐緩和)

【可・不可の例】

ア Aが現場代理人として1件以上担当するものとして考えた場合（3件まで兼務可）

<Aが建設業許可における営業所の主任技術者（※工種問わず）でない場合>

	兼任可否	(工事1)	(工事2)	(工事3)	4件兼任可否	(工事4)
パターン①	可	B 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	B 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	B 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	不可	A 主任技術者 (監理技術者) 又は現場代理人
パターン②	可	A 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	A 主任技術者 (監理技術者) B 現場代理人	A 主任技術者 (監理技術者) B 現場代理人	不可	A 主任技術者 (監理技術者) 又は現場代理人
パターン③	可	B 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	A 主任技術者 (監理技術者) B 現場代理人	A 主任技術者 (監理技術者) B 現場代理人	不可	A 主任技術者 (監理技術者) 又は現場代理人
パターン④	可	A 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	A 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	A 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	不可	A 主任技術者 (監理技術者) 又は現場代理人
パターン⑤	可	A 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	B 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	A 主任技術者 (監理技術者) B 現場代理人	不可	A 主任技術者 (監理技術者) 又は現場代理人
パターン⑥	可	B 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	B 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	A 主任技術者 (監理技術者) B 現場代理人	不可	A 主任技術者 (監理技術者) 又は現場代理人

※ 工事1の現場代理人Aは、すべてのパターンにおいて、現場代理人又主任技術者（監理技術者）として工事1以外には、最大2本まで（合計3本）までしか配置できない。工事4本以上は不可。

※ 上記の主任技術者又は監理技術者は、いずれも工事現場へ専任配置を要しない非専任工事である場合を示す。

イ Aが現場代理人として1件以上担当するものとして考えた場合（2件まで兼務可）

＜Aが建設業許可における営業所の主任技術者（※工種問わず）である場合＞

	兼任可否	営業所の専任技術者 ※工種問わず	(工事1)	(工事2)	3件兼任可否	(工事3)
パターン①	可	A 営業所の専任技術者	B 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	B 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	不可	A 主任技術者 (監理技術者) 又は現場代理人
パターン②	可	A 営業所の専任技術者	A 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	A 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	不可	A 主任技術者 (監理技術者) 又は現場代理人
パターン③	可	A 営業所の専任技術者	B 主任技術者 (監理技術者) A 現場代理人	A 主任技術者 (監理技術者) B 現場代理人	不可	A 主任技術者 (監理技術者) 又は現場代理人

※ 工種を問わず営業所の専任技術者である工事1の現場代理人Aは、すべてのパターンにおいて、現場代理人又主任技術者（監理技術者）として工事1以外には、最大1本まで（合計2本）までしか配置できない。工事3本以上は不可。

※ 上記の主任技術者又は監理技術者は、いずれも工事現場へ専任配置を要しない非専任工事である場合を示す。

※ 営業所の専任技術者は、その職務内容から原則として営業所に常時勤務していることとされているが、主任技術者等の非専任工事規模の範囲内で、工事現場へ常駐する現場代理人として、当該工事2件まで配置することができるとしたものである。

※ 「営業所で常時勤務、工事現場で常駐」ということで、営業所で行う営業所の専任技術者としての職務で1件、工事現場で行う現場代理人としての職務で2件までという考えで、現場代理人として工事に配置できるのは2件までとしたものである。（営業所の職務1件+工事現場の職務2件=3件）⇒工事現場3件兼務の現場代理人相当

(2) 専任配置の主任技術者の他の工事での兼務配置の特例

- 工事現場に専任で配置が必要な工事における主任技術者は、一つの工事において専任で配置した場合、他の工事には配置できない。
(工事1本に対して工事着手から検査し引渡しまで配置しなければならない。)
- 一定の要件のもと、制限はあるが他の工事と兼任できる。(密接な関係のある工事)

【可の例】

Aが専任の主任技術者として担当するものとして考えた場合

	兼任可否	(工事1)	=が専任特例部分	(工事2)
パターン①	可	A 主任技術者 A 現場代理人	=	A 主任技術者 A 現場代理人
パターン②	可	A 主任技術者 A 現場代理人	=	A 主任技術者 B 現場代理人
パターン③	可	A 主任技術者 B 現場代理人	=	A 主任技術者 B 現場代理人
パターン④	可	A 主任技術者 B 現場代理人	=	A 主任技術者 C 現場代理人

※ ①～④いずれも当該工事と別件工事の密接関連工事で、同一の主任技術者を兼務である。

※ 密接関連工事となる場合で、一方の工事が非専任工事の規模であっても、もう一方が専任配置工事であるため、原則として工事2件の主任技術者とでしか配置できない。

【不可の例】

Aが専任の主任技術者として担当するものとして考えた場合

	兼任可否	(工事1)		(工事2)
パターン①	不可	A 主任技術者 A 現場代理人	≠	B 主任技術者 A 現場代理人
パターン②	不可	A 主任技術者 B 現場代理人	≠	B 主任技術者 A 現場代理人

※ ①・②いずれも当該工事と別件工事が密接関連工事なのに、同一の主任技術者を兼務でない。

(3) 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものの取扱い

- 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結された場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者（監理技術者も含む）が管理することができる。
（工事1本に対して工事着手から検査し引渡しまで配置しなければならない。）
- 一定の要件のもと、制限はあるが他の工事と兼任できる。（一体性のある追加工事）

【可の例】

Aが主任技術者（監理技術者）として担当するものとして考えた場合

	兼任可否	(当該工事)		(追加工事)
パターン①	可	A 主任技術者 (監理技術者)	=	A 主任技術者 (監理技術者)
		A 現場代理人	=	A 現場代理人
パターン②	可	A 主任技術者 (監理技術者)	=	A 主任技術者 (監理技術者)
		B 現場代理人	=	B 現場代理人

※ ①・②いずれも当該工事と追加工事が密接関連工事（一体性の有る工事）で、同一の主任技術者（監理技術者）、現場代理人を兼務させている。

※ 本体工事と追加の随意契約工事を併せて、一つの工事の主任技術者等とみなす。

【不可の例】

Aが主任技術者（監理技術者）として担当するものとして考えた場合

	兼任可否	(当該工事)		(追加工事)
パターン①	不可	A 主任技術者 (監理技術者)	≠	B 主任技術者 (監理技術者)
		A 現場代理人	=	A 現場代理人
パターン②	不可	A 主任技術者 (監理技術者)	≠	B 主任技術者 (監理技術者)
		B 現場代理人	≠	A 現場代理人
パターン③	不可	A 主任技術者 (監理技術者)	=	A 主任技術者 (監理技術者)
		A 現場代理人	≠	B 現場代理人

※ ①・②・③いずれも当該工事と追加工事が、複数の工事を一の工事（一体性の有る工事）とみなすのに、同一の主任技術者又は監理技術者、現場代理人のいずれかを兼務させていない。

◎ 注釈（※印を含む）については、「2 新ひだか町における技術者及び現場代理人等の配置の取扱い」を参照のこと。

【留意事項】

- ・ 1人の現場代理人に対し、現場代理人の兼任と常駐の免除は同時に適用できないので、留意すること。
取扱要領第8条第4項の現場代理人の常駐を要しない期間は、当該工事について、原則、契約期間中は配置することの中での常駐を要しないことができる期間であることから、同条第1項、第2項及び第3項に定める現場代理人の兼任と同時に適用できないこと。
- ・ 建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する主任（監理）技術者については、建設工事を請け負った建設業者との**直接的かつ恒常的な雇用関係**が必要となること。
国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任技術者等については、所属建設業者から入札の申し込みがあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要であること。
また、このような雇用関係は、資格者証または健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日より確認できることが必要であること。
- ・ 建設業法において、現場代理人の資格に関する規定はありませんが、現場代理人が請負契約の履行に関して工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更・請求・受領及び契約の解除など重要事項を除いて、契約に基づく受注者の一切の任務を代行する者であることを鑑み、より適正な施工体制の確保を図るため、原則として当該職務を遂行できる直接的雇用関係を有している者の配置に努めてください。